

## 第8回 静岡市市民活動促進協議会 議事録

と き 平成20年3月17日(月) 10:00～12:00

ところ 札の辻ビル 5階 第2審査室

出席者 委員： 日詰会長、木村副会長、石野委員、磯谷委員、大島委員、川島委員、駒形委員、  
坂野委員、佐野委員、東山委員、深澤委員、八木委員

事務局： 小野田課長、秋山参事、渡邊副主幹、宮城島主査、青木主事

### 議 事

#### (1) 市民活動促進基本計画について(報告)

東山委員：ボランティア活動に携わる者としては、指標1のボランティア登録者数の登録という部分に抵抗があります。本来、ボランティアは、自主的、自発的に行うもので登録する必要はないが他に適当な指標がないので、やむをえず、この指標を採用しているというニュアンスを入れてほしいと思います。

事務局：この指標は中間案にはありませんでしたが、タウンミーティングでボランティア系の参加者が「私のようなボランティア活動者には関係のない計画」というような趣旨の話をされていたのでボランティアのみなさんにも関係のある計画ということを強調するために加えました。ボランティアは、自主、自発的な活動なので正確には把握できないので、代替的な指標として全国社会福祉協議会のボランティア活動保険登録者数の内、静岡市分を採用しました。文言は、総合計画の記述に準じました。

木村委員：静岡県社会福祉協議会が、3年に1度、ボランティア団体を対象にボランティア調査を実施していますが、使えませんか。

石野委員：なぜ、登録ということばを使うのでしょうか。ボランティアには、登録しない人もおおいいます。

市民生活課長：NPOの人たちは、ボランティア活動保険に入っているのでしょうか。

磯谷委員：有給スタッフは入れません。行事への参加者については、行事保険に入っています。

大島委員：必ず保険に入るようにしています。

八木委員：任意保険に入っています。

大島委員：今から、変更するのも難しいと思うので、見出しを「ボランティア活動者数」として、説明を小さく加えるのはどうでしょうか。

八木委員：ボランティアが登録しなければならないものとされるようで抵抗があります。

大島委員：概要版の表記だけでも変えられないでしょうか。

事務局：検討します。

日詰委員：指標2～4は、この計画で新しく設定したのですか。

事務局：指標1、2、4は総合計画、指標3は市長マニフェストに位置づけられているものです。

日詰委員：市民活動をうまく表しているものではないかもしれませんが。

東山委員：静岡市社会福祉協議会のボランティア・市民活動イメージキャラクター「はとな」を使っていますが、許可は得ているのでしょうか。

事務局：届け出を提出済みで、市社会福祉協議会の連絡先等も掲載しているので、概要版全体を確認していただいています。

東山委員：デザイナーが安くデザインしてくれたものです。

木村委員：市民活動促進条例の基本理念が非常に大事だと思うので、ダイジェスト版に入れてほしい。

事務局：入れる方向で調整します。

八木委員：一部、子ども向けの文調がありますが、通常の「ですます」調で統一する方がよいと思います。

大島委員：表紙の「NPO活動」「ボランティア活動」「地域活動」「社会貢献活動」の順番を変更し、「地域活動」と「社会貢献活動」を上にする方がよいと思います。

事務局：地域活動は自治会、町内会活動などの地縁団体の活動を、社会貢献活動は企業の社会貢献活動を表現しているつもりなので、この順番にしてみました。

坂野委員：一般的に、その4つの活動が市民活動だといえるのでしょうか。

事務局：前述したように、表紙を見た人が「自分に関係があることなんだ」と思って手に取っていただけるようなことばを配してみました。すべてを網羅しているかどうかというところまでは考えていません。

東山委員：表紙のそれぞれの活動の写真を入れる方がよいのではないのでしょうか。

事務局：それぞれ、幅広い領域を持つ活動なので、使った写真によってイメージが固定化してしまうのを避けた方がよいと考えました。事務局には、良い写真がないので、みなさんがお持ちの写真を提供していただけたらと思います。

駒形委員：概要版に、団塊世代を中心に定年退職した人たちを活かすという記述をいれるのはどうですか。

日詰委員：市民活動全般をフォローしているので、あえていれなくてもよいのではないのでしょうか。

木村委員：団塊世代対策専門の情報誌「十人十色」に特集するなどすればよいと思います。

事務局：特に団塊にこだわらず、市民活動を促進していきたいと思います。

## (2) (仮称) 静岡市静岡市民活動センターに係るパブリックコメントについて

石野委員：いくつか聞きたいことがあります。オープンスペースはピロティから入れますか。教育施設としてはどのような施設が入りますか。1階のピロティ上の部屋は何ですか。パネル展示などを行うことはできますか。

事務局：図の下の部分に駐車場を設けますので、駐車場に面して玄関をつくり、そこから入って

いただきます。ピロティは、屋根はありますが、建物の外になります。教育施設は、3, 4階が、特別支援教育センターになります。1階の半分は、特別支援教育センターと地域住民の交流を行う施設になる予定です。ピロティ上の部屋は機械室ですので一般使用はできません。パネル展示につきましては、広いので壁面等を使ってできるようになると思います。

木村委員：駐車場は何台分ありますか。特別支援教育センターと共用ですか。運動場の方も駐車場として使えますか。

事務局：20台程度確保します。共用になりますが、特別支援教育センターの駐車場利用は多くないと聞いています。グラウンドは、グラウンドとして利用しますので駐車場としては使えません。

磯谷委員：休館日や開館時間は、清水市民活動センターと合わせることになりますか。

事務局：今後、調整の必要がありますが、統一するか、別にするか、どちらでもできます。なお、清水市民活動センターも新設のセンターも、所在している区を担当するのではなく、市内全域を対象とした施設という位置づけになります。

磯谷委員：電話回線や光回線の設備については、あらかじめ部屋まで敷設してほしいと思います。そうしないと初回の指定管理者や入居者だけが敷設で苦勞し敷設費を負担することになり、不公平だと思います。また、会議室の電灯のスイッチの分け方ですが、プロジェクタを使用する際、スクリーン周辺だけ暗くすることができるようにするなどの工夫をお願いします。指定管理者の募集の際には、委託料の積算根拠を示すべきだと思います。NPOが応募する際、NPOは労務管理や建物管理などは得意ではないので、配慮すべきです。

事務局：最後にご指摘のことをつきつめると直営にする方がよいということになってしまいますが、そうではなく、NPOの自主性や自立性に配慮しながら一緒に考えていくようにしたいと思います。

木村委員：建物全体の管理は、どこがやることになりますか。

事務局：特別教育支援センターが主になりますが、市民活動センターの方が開館時間が長いので比重が大きくなると思います。

木村委員：指定管理者は、どこにいるのですか。

事務局：1階が事務室になります。

木村委員：受付を通らなくても印刷室には行けるということですか。

事務局：更衣室には鍵をかけ、印刷室は事務所で受け付け後に使っていただくことになります。

磯谷委員：セキュリティについては、どのように考えていますか。

事務局：セキュリティを厳しくすると入りにくい施設になってしまいます。どの程度で折り合いをつけるかが難しいところです。

木村委員：安全・保守管理をやりやすくするために、いっそのこと2階に事務室を設けるようにしたらよいのではないのでしょうか。

事務局：検討させていただきます。

木村委員：現場を見学できませんか。

事務局：工事との調整は必要ですが、見学の機会を設けるようにします。

東山委員：事務ブースには、相談系団体の入居を想定しているようですが、プライバシーの確保が大事だと思います。